

2012. 1. 13

総務省「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送の充実に関する研究会」
テレビ放送等に関する意見

財団法人全日本ろうあ連盟

2011年8月に改正された障害者基本法では、手話の言語性と障害者の情報取得時に選択の機会の拡大を図ることを規定しています。このことを踏まえ、聴覚障害者をはじめ、すべての障害者が他の者と同等にテレビ放送によるすべての情報を享受できるよう、下記の通り提案致します。

1. 「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」について

- (1) 「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」に字幕、解説放送だけでなく、手話放送の普及目標も追加してください。
- (2) 放送行政指針の普及目標とする対象時間及び番組の枠をはずし、すべての番組に100%字幕をつけるように目標を設定してください。
- (3) ローカル局においても字幕放送を普及するよう、目標を設定してください。
- (4) テレビCMへの字幕付与についても普及目標を設定してください。

2. 手話放送について

- (1) 「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」において手話放送の普及目標を検討するにあたり様々な番組の構成に応じて手話通訳を付ける方法、自らが手話で話す場面を増やす方法、クローズドキャプション方法による手話放送等について検討してください。また当面、CS 障害者放送統一機構の「目で聴くテレビ」による手話と字幕附加放送を補完放送として位置づけて支援する制度の創設も検討してください。
- (2) 官邸記者会見等における手話通訳者付記者会見では、テレビ放送で、必ず手話通訳を含めた放映を配慮義務とするよう検討してください。

3. 字幕放送、手話放送の義務化に向けて

- (1) 行政指針の普及目標として設定されている平成29年以降に字幕放送、手話放送の義務化を実現するよう、検討してください。
- (2) 特に緊急・災害時には字幕放送と手話放送を義務化するよう早急に検討してください。
- (3) 字幕放送・手話放送にあたっては、技術やルールを標準化し、各局の字幕放送・手話放送に格差が出ないように検討をお願いします。
(例：字幕付CMが普及しない理由として、各局の字幕挿入技術がまちまちであることが挙げられています。)
- (4) 尚近年、緊急災害時のL字スーパーや、テロップ等により一つの場面で複数の情報が配信され、聴覚障害者もその内容を部分的に把握することができる場合があります。これらについては聴覚障害者へ本放送の内容を字幕・手話等で正しく伝える前提で、聴覚障害者自身がこれらを含めて情報を選択できるようにしてください。

以上